

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社マクアケ		コード	4479
提出日	2023/12/8	異動(予定)日	2024/1/1	
独立役員届出書の提出理由	新たに串田規明氏を独立役員として指定するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	勝屋 久	社外取締役	○													○		有
2	馬淵 邦美	社外取締役	○												△			有
3	芦田 千晶	社外取締役	○													○		有
4	大山 陽希	社外取締役	○													○		有
5	串田 規明	社外取締役	○						△									指定

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	勝屋氏は、外部の豊富な経験と見識による経営戦略並びに経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目的として、社外取締役として選任しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
2	当社の取引先であるFacebook, Inc.社の日本法人Facebook Japan株式会社にて2018年7月～2019年11月の間、執行役員ディレクターとして勤務しておりました。	馬淵氏は、グローバル市場における知見及び事業会社での豊富な経験と高い見識・専門性による経営戦略並びに経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目的として、社外取締役として選任しております。特に、マーケティングについての専門的な立場から監督、助言をいただいております。また、指名諮問委員及び報酬諮問委員として取締役の評価・報酬の審議やコーポレート・ガバナンス体制の向上にも関わらせていただいております。 なお、当社とFacebook Japan株式会社及び同氏の間特別な利害関係はなく、当社とFacebook, Inc.社との取引はかなり小規模であるため、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
3	該当事項はありません。	芦田氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として選任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役として選任しております。 なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
4	該当事項はありません。	大山氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として選任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役として選任しております。 なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
5	当社の兄弟会社である株式会社シー・イー・モバイル(現:株式会社CAM)にて2004年10月～2013年10月の間、法務担当者として勤務しておりました。	串田氏は、弁護士として高い専門性をもつほか豊富な経験と高い見識を有しております。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として選任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役として選任しております。 なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 また、当社と株式会社シー・イー・モバイル(現株式会社CAM、以下同じ。)は兄弟会社であり、串田氏は過去株式会社シー・イー・モバイルで勤務しておりましたが、既に兄弟会社の業務執行者でなくなつてから10年以上が経過し、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていること、かつ、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。